

議案第107号関連資料

明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例制定のこと

1 制定の目的

本市がこれまで「誰一人取り残さない やさしいまち」を掲げて推進してきたインクルーシブなまちづくりを踏まえて、優生上の理由により強制的に不妊・中絶手術を受けた、旧優生保護法の被害者である市民に寄り添い、差別を許さないまちづくりをさらに推進するために、新たに「明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例」を制定しようとするものです。

2 条例の要旨

- ・優生思想を許さないまちづくりを推進する。
- ・被害者等に寄り添った相談支援、情報提供、調査への協力等を行う。
- ・支援金の対象は、不妊手術・中絶手術を受けた本人とその配偶者である明石市民とする。ただし令和3年7月1日から条例施行日まで引き続き市民である者に限る。
- ・支援金の金額は1人300万円とする。
- ・支援金の支給に当たっては、外部委員（有識者、当事者、弁護士等）による審査を実施し、適正な支給に努める。

3 検討の経過

条例の検討にあたっては、障害のある当事者や学識経験者等をアドバイザーに委嘱して意見交換等を実施し、論点整理を行った上で条例素案を作成しました。その後、パブリックコメントを実施し、市民等の声をしっかりと聞きながら条例案を取りまとめ9月議会にて提案。9月29日の本会議において条例案が否決されたことを受け、委員会審議等での意見を踏まえ、修正条例案を取りまとめました。

4 施行期日

公布の日

5 修正事項

- (1) 第2条第2号で定める旧優生保護法被害者等の定義について、「次のいずれかに該当する者及びこれらに準ずる者をいう。」から「及びこれらに準ずる者」を削除する。
- (2) 附則第1項に定める施行期日について、「令和3年10月1日」を「公布の日」に改める。
- (3) 附則第2項に定める経過措置について、削除する。

6 その他

9月議会でご意見のあったパブリックコメント、検討会について下記のとおり実施しました。

(1) パブリックコメント

実施期間：2021年10月20日（水）～11月18日（木）

意見総数：280通（賛成 267、反対 7、その他 6）

うち明石市民184通（賛成 173、反対 7、その他 4）

市民の主な意見：別紙1

(2) 検討会

実施日時：2021年11月15日（月）14時～15時

主な意見：別紙2

出席者

役 職	氏 名
明石市医師会 会長	橋本 彰則
明石商工会議所 専務理事	山本 直樹
明石市社会福祉協議会 参事兼地域福祉推進室長	吉川 義明
明石市介護サービス事業者連絡会 会長	小松 達也
明石市立市民病院 理事兼副院長兼看護部長	清水 直美
明石医療センター 事務部長	澤崎 隆志
大久保病院 看護部長	矢野尾 ひとみ
明石市連合まちづくり協議会 会長	藤本 庸文
兵庫県立大学地域ケア開発研究所 所長	増野 園恵
明石市歯科医師会 副会長	栗岡 一人
明石市商店街連合会 会長	安原 宏樹
明石飲食業組合 組合長	宮内 正次
明石市障害当事者等団体連絡協議会 会長	四方 成之
明石障がい者地域生活ケアネットワーク 副理事長	飯塚 由美子
明石市高年クラブ連合会 会長	河村 春喜
弁護士（明石市行政オンブズマン）	工藤 涼二

「明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例（案）」に対する
パブリックコメント（結果）

- (1) 実施期間 2021年10月20日（水）～11月18日（木）
 (2) 意見総数 280通（賛成 267、反対 7、その他 6）
 (3) 市民意見 184通（賛成 173、反対 7、その他 4）

(4) 市民の意見内容

【賛成意見】

「誰一人取り残さないやさしいまち」を掲げてインクルーシブなまちづくりを明石市は掲げており、市役所の人達の一生懸命取り組む姿勢を強く感じます。旧優生保護法により、強制的に中絶・不妊手術をされ、今なおその被害に苦しみ続けている市民を援助する事は市の責務だと思いますし市民としてもなんとか手助けをしていきたい。市民の悲しみに寄り添い、差別を許さないまちづくりを実現していくためにも明石市が先頭に立ち、市民も議員も一緒に考え取り組む雰囲気を作るべきだと思います。当事者の声をしっかり聴いて支えていく明石市であり明石の街であって欲しい。一人ひとりが大切にされる世の中になるように今出来る事を立場の垣根を捨て取り組んでいくべきだと思います。明石市市民としても微力ながらも声を上げていきたい。

明石の取り組みに賛同しています。

「だれ一人取り残さない」まちづくりの姿勢として、この問題に取り組む必要があると思います。違いを受け入れることは、障害あるなしに関わらず、誰しにも関わってくる事だと思います。SDGs未来安心都市 明石として、すべての人が安心を感じられるインクルーシブなまちづくりの実現のために、条例に賛成します。

旧優生保護法被害者等支援条例の制定に賛成します。間違った法律に基づいて、個人の尊厳や人権が踏みにじられた。そしてその背景には障害を理由とした差別がある。国は間違いを認め、償うべきです。この旧優生保護法の問題に明石市がどういう答えを出すかで、これまで、そしてこれからの明石市のまちづくりの真価が問われるのではと思います。条例を制定して支援の枠組みを整えるのはもとより、条例に掲げた理念を市民一人ひとりに、この社会全体に浸透させ、共有していくことを目指してもらえたらと思います。

明石市民の被害者を市が救済するのは当然である。そのための税金と言える。また、本人が自覚するかどうかは別で、その責任は国民一人一人にある。

この条例に賛成です。この条例が議会で否決されたことを不満に思います。早期の成立を望みます。

条例に賛成します。旧優生保護法の被害者等の皆さんの苦しみや悲しみ、憤りは計り知れないと思います。この癒えることのない苦しみや悲しみに市が寄り添うのは当然だと思います。また、旧優生保護法の思想は残念ながら今なお根深く日本の社会に残っています。今後二度とこのような悲劇が起こらないように条例を制定し市民啓発に努めて頂きたいと切に願います。

条例に賛成です。旧優生保護法によって一度しかない人生を踏みにじられた方々の心に寄り添うことは市（私たち市民）としてしなければならない事だと思います。そして蔓延る優生思想に打ち勝つ教育や広報の実践をお願いします。

本条例について、賛成いたします。一日も早く条例制定がかなうように、12月市議会に対して明石市障害者等団体連絡協議会から請願書を提出いたします。

一日も早い制定を強く希望します。

少し普通の人と違うだけで強制的に人間としての権利を奪われるのは許されません。条例に賛成します。

明石市市民の一人として、率直に思うことは「なぜ否決となったのか」ということ。全国的にもニュースで取り上げられまさかこの結果になるとは思ってなかったのでびっくりしました。これまでの明石市の未来を見て、誰も取り残さない街にするよ、とのメッセージが日本中に伝わってきたこのタイミングで、真逆の結果になったことが残念でした。こどものことにせよ、弱者に寄り添うことにせよ、市民ひとりのひとりにどう向き合ってくれているのか、いつ自分が弱者になるか分からない中、明石市に住んでる以上は安心だと思えてきていました。今回の件は、お金の支給が市民税の無駄遣いとは思わないしそれ以上に「苦勞をかけたね、これからはみんなで頑張って毎日を気持ちよく生きて行こうね」ということを伝えてもらいたかったです。

個人で出来ないからこそ行政がやってくれる・議員さんが代弁してくれると思っていたので、これからはその姿勢が伝わる議員さんを見極めて選挙に参加しないといけないかと、改めて自分自身の責任に思えました。

旧優生保護法は、障害のある人に対し、「不良な子孫の出生を防止する」とした法律であり、到底許されない内容である。国がその誤りを認めて被害者へ一時金を支給すとしたことは当然である。しかし、中絶手術を強いられた人、またその配偶者は対象外であるなど問題もあります。明石市が、その弱点を補おうとすることは大変良いことだと思います。古くは「老人医療費無料化」、最近では「子どもの医療費無料化」、「中学校まで学校給食実施」など、国にすすんで実施してきた施策があります。ぜひ、この「支援」条例を成立させてください。全市会議員にもその旨伝えて下さい。

障害者権利条約が示す障害のある人の人権思想に基づいて、優生保護法が犯した罪を明らかにし、その誤りを正すことが必要だと思います。本来国が補償すべき被害

であるが、明石市が全国の自治体に先がけて実施しようとする事に市民として嬉しく思います。条例案の内容も、とてもいいと思います。明石市から全国に広がっていく事を切に願っています。誰一人とりのこさないという明石市の理念がこの条例でより具体的に示されていく事と思います。明石市に暮らしてよかったと市民の一人として幸せに感じています。

障害者の保護者としてこの条例が可決されることに賛成します。

条例に賛同します。否決か可決かで終わらず、今もまだまだ残る様々な差別、偏見の改善へ向けて、議論を深める機会になればと思います。

旧優生保護法の名の下に行われたことは、“法”の名によって行われた迫害だと思っています。被害を受けた方々は、いくらお金をもらっても、取り戻せないものを失ってしまわれました。その反省に基づいて、二度とこのようなことが起こらないようにしなければいけないと思います。

やさしいまちづくりを目指している明石市なら可決をしてください。障害のある方への配慮を望みます。裁判の判決は違憲と認められています。一刻も早い解決を期待しています

前回はパブリックコメント送りました。どうして先送りになったのか疑問です。審議内容は優生保護法によって人生が変わってしまった人への補償についてだと思います。自分たちがその立場だったらという想像力が大切だと思います。家族を持つ、明石は子育て支援に力をいれています。過去でも排除の事実があったのだから当事者の方への寄り添いが必要だと思います。金銭もですが、権利補償にも合わせて目を向けて欲しいです。それが条例成立の意義にもなると思います。

旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例について、すみやかに、この条例を制定することをお願いします。過去の歴史的な過ちは正すべきです。

「旧優生保護法被害者等支援条例」はぜひ実施すべきと思います。障害を理由に子どもを産み育てる権利を奪われたくやしさを思うとき国の謝罪と320万円の一時金は不足していると思います。被害者の方々の起こされている裁判を注目しています。

前回のパブリックコメント募集に意見を提出したので、今回提出していいのかどうか迷いましたが、条例案が議会で否決されたこと残念ですと伝えたくて書いています。裁判の結果が確定していないのに市民の税金を使って支援することが条例制定反対の理由にあったと思いますが、腑に落ちません。市民として、明石市が条例で支援することに賛成です。条例案についての意見は、前回の通りです。手術をさせた家族の方も苦しんでおられると思います。個人が責められるものではなく、そういう社会にした政策があったということ、共生の社会をめざして等市民への情報提供もしっかりとお願いいたします。(第8条)

兵庫県は不幸な子どもの生まれない運動を行うなど、全国でも障害者を虐げてきた悪しき県である。今回全国で多くの裁判等が行われているが、すぎたことと言わんばかりの判決が出ているように感じている。兵庫県でもまた同じと思っています。その中で、障害者(被害者)の立場にたち、その否を認め、それに少しでも見合う補償を行おうとする明石市長の行動に対して強く賛同するとともに、それを否定する市議の方の心の無さを悲しく感じるところです。わが身に置きかえ、こどもがつかれない体にされ、その苦痛を幾年にもわたり背負われたことを想像すれば、少しでもその過ちを形にして返すことは当然のことと感じます。わが市が全国に先駆け、優生保護法の非を伝え、被害にあわれた方への保障を行うとともに2度と同じことを繰り返さないと伝える立場に立つことを強く希望いたします。

尊厳回復ではなく基本的な人権を保障 子を産み育てる権利ではなく子を産み育てる楽しみ 支援金の全額を毎月最小限にする 賛成します。

旧優生保護法の被害者等支援条例に基本的には賛成ですが、他にも残留孤児の二世にたいしては国も明石市も支援がないなどがあります。問題の性格はちがいますが、人権上の件で言えば、片方だけというのはおかしいと思う。

条例に賛成いたします。明石市において、優生保護法にのっとっての運動といえますか、差別思想を増長させてきたという歴史を受けとめての条例が制定されることは、明石市に住む市民としてもうれしく思います。子供が「結婚したい」と言ってきたら、まず「子供は作らないように。」又は「不妊」を考えるというような悲しい事はこれっきりにしてほしいと思います。国が率先してすすめてきた施策だから国の責任ということはたやすいと思います。その施策に「協力」したということは不問にしていいということでもないとも思います…。この条例の中にも、「今後このような施策には協力しない」という気持ちは、「わたしたちは障害者の尊厳を傷つける事態を二度と繰り返さないことのないよう、優生思想と向きあう決意」という一文にこめられていると感じました。

優生思想に基づいた法律による被害を国が十分に救済しない現状に対して、市町村として可能な支援を試みるこのたびの条例案を支持します。議会の理解を得て早急に制定されることを期待しています。

私は旧優生保護法で、子ども産む権利、育てる権利を奪われた障がい者の方に支援をするのは当然のことと思います。判決では、除斥期間の適応で、門前払いになりました。障がい者が、自分のことを他者に話すことさえ難しいのに、まして、生殖に関する微妙な問題を、勇気をもって告発しました。それはとても重いことで、私たち市民は、しっかりと受け止めて、彼らに寄り添うことが必要だと思います。市長が、給付金というかたちで彼らに少しでも早く、(高齢という理由で)給付することは、本当に人道的で、素晴らしいと思います。私は、手話サークルに入って始めて、聞こえないことの問題を知りました。聞こえることが当然の私たちは、聞こ

えないことの言語獲得の困難さ、意思疎通の困難さ、日本語獲得の困難さを知りませんでした。除斥期間を持ち出すのは、障がい者に冷たいとしか言いようがありません。そんな中で、生殖に関することは、最も繊細で、人に言えないことでもあります。私たちは、そこを助けないといけないと思います。

明石市が全国に先駆けて支援条例を作り、まちがった施策により傷ついた方の尊厳と名誉を回復する事で被害者の救済のみならず、人にやさしい街づくりに生かされると思います。是非、条例を通して頂き、誇れる明石市にして頂きたいと思います。

明石市の誰一人取り残さないやさしいまちづくりを進めるため、市が旧優生保護法被害者等を積極的に支援することに強く賛同します。ただ、給付金の額については、一人300万は多いと感じます。市が立て替えて国等に請求するのではなく、市税から給付するならば金額が大きいことは反感の火種になる気がします。一案ですが、財源として「ふるさと納税寄付金（使途は市長にお任せ）」を充てれば、そうした反感を緩和できるのではないのでしょうか。いずれにしても、給付金の額を含めて賛否分かれる内容なので、くれぐれも当事者の方々が攻撃されるなど、分断を起こさないように議会等としっかりと対話をしながら取組を進めていただきたいと思います。応援しています。

旧優生保護法はとてもひどい法律だったと思います。この法律によって苦しめられた被害者に対して、国がそのあやまちを認め、補償することは当然ですが、その一時金というものがあまりに少な過ぎます。本来、国が最大限補償すべきと思いますが、明石市が率先して被害者支援を後押しすることは、意義があると思います。又、最近の障害者に対する事件を見ても、こうした過去の優生思想の誤りを改めて市民に示している明石市の姿勢はとても良いことだと思います。

本来、国家的犯罪として国が厳しく全面補償すべきものを全国自治体に先駆けて明石市の姿勢に敬意を表します。一人一人の人間、命を大切にする基本市政をこれからも貫いてください。明石市の経験を全国的に拡大して、腰の重い選挙のときだけ声高に「命と暮らしを何よりも実現できる与党こそ云々」の勢力に痛打を与え、突き動かしてください。長年、苦しみ続けてこられたご本人とご家族の方々に光を。「条例」をぜひ、早期に成立させてください。

条例案に賛同します。明石市が先進的に優生思想の撤廃を掲げ、少しでも社会が理解促進されるようにお願いします。

条例案に賛成します。被害者の方の苦しみは一生かけても償うことは難しく、300万円でも足りないぐらいです。今の私がいるのは、優生思想にとらわれず理解ある先祖のおかげです。今の明石市を応援しています。

条例を作ることは賛成です。支援金については市民が納得するように検討して下さい。

<p>賛成します。・支援金をもらう人の名前を挙げないこと（事件に巻き込まれる可能性もある）・審査は、本人の意思確認をしてほしい（家族の中でお金目的でやる人がいるかもしれない）・間違った情報（デマ）を流さずに、正しい情報を発信してほしい。デマを流した人は、罰金など厳しくしてほしい。</p>
<p>旧優生保護法によって掛替えのない人生を奪われた被害者の悲しみや苦しみを思えば、国の一時金の320万円は余りにも少な過ぎます。明石市が「支援条例」を定め被害者に寄り添うことは意義あることで、SDGsの「誰一人取り残さない」という精神に合致した施策であり、心から歓迎します。明石市の条例成立が全国の自治体にも波及し、ひいては国の姿勢を改めさせるものになって欲しいと願います。</p>
<p>戦前、聴覚障害者が人間扱いされず、牛馬同然に扱われたことを知りました。（聴覚障害児教育に携わることで知りました。）ナチス・ドイツは、ドイツ民族が最優秀民族として、その血統を守れとホロコーストを行いました。特にその結果、ユダヤ人700万人余を虐殺してしまいました。「旧優生保護法」の思想は上記につながるものと思います。よって条例案に賛成します。</p>
<p>障害者差別は戦争時一番強く現れます。そして戦後も座敷牢に入れたりして人間的な扱いをしてもらえなかったのが、親が周囲から見られることを気にして、結婚した娘の妊娠を喜ばず無理やり手術をしたのはその時の障害者に対する政治、世間の見方でした。「優生保護法」がなければ救われています。子どもが欲しい夫婦にとって、取り返しのつかない出来事です。人権無視の旧優生保護法「被害者支援条例」は、一刻も早く制定してください。</p>
<p>優生保護法を知らなかった自分が恥ずかしいです。明石市が障害者の尊厳を傷つける事態を二度とくり返さない、優生思想を許さないまちづくりを進めるということに安堵します。支援条例をぜひ制定してください。</p>
<p>誰もが平等に生きる権利を奪う法律によって、被害者にとって長い間苦しめられ、お金の問題ではないのです。国がすべきことを、市が率先して実施することは素晴らしいと思います。</p>
<p>旧優生保護法の支援条例を応援しています。</p>
<p>いい条例なので進めてほしいです。本来国が補償すべき被害だが、国を待たずに地方自治体を実施することはたいへん意義のあること。</p>
<p>旧優生保護法により苦しみ続けている方にとって、とても勇気づけられる素晴らしい条例である。ぜひともこの条例を早期に成立してほしい。</p>
<p>人としての尊厳、生命の優劣をきめる考え、制度は未来の若者にもよく有りません。明石から全国に広めましょう。</p>
<p>人としての尊厳を傷つける事態を二度と繰り返すことのないように、明石市だけでなく他の市町村にも広がってほしい。</p>

賛成はしますが、アドバイザーの見直しをしてほしい。例えば、聴覚障害者だけの問題ではないので、身体障害者協会とか精神団体とか当事者、親の会の団体でもいいのでメンバーに入ってほしい。間違った情報を配信するのを辞めて（議員のYouTube）市民が見あった金額の見直しをしてください。支援金を支払うとなったら、市外への入所や入居は反対します

賛成します。何の科学的根拠もない「旧優生保護法」により身体を傷つけられ元にもどらない。とんでもない法律を制定した国、政府の汚点であり、又、賠償の請求期限も決めるとは言語道断である。

市民からお預かりしている大切な税金なので慎重に審議したいという考えも理解できるが、被害者の方の年齢を考えると、早期条例成立が望ましいと思う。

条例を制定することによって、「一番身近にある市が自分たち（被害者）の気持ちを分かってくれた」「今、障害や病気で苦しんでいる人たちも市は遠い存在ではなく味方してくれる存在なんだ」「子供たちも過去の国の過ちを学習し、再び同じ間違いを繰り返さない」「国を待つことなく、市からでも発信することはできるんだ！」と色々なことが良くなると思います。慎重に考えることも大切ですが、スピード感を持って対応していくことも市民の信頼を得ていくと思います。高齢の被害者にこれ以上体力的精神的につらい思いをさせないであげてほしいです。

以前、旧優生保護法により、知らずに不妊手術を受けさせられ、結婚しても子供に恵まれない理由を、数年前に知ったという耳の不自由な高齢のご夫婦の話を知った。中学の時に、当時「特殊学級」という名称で、障害のある生徒を皆とは別棟の廊下の片隅に教室があるのを知った。学生になり、母校に教育実習に行くと、当時と同じ先生が担任で、障害のある生徒を暴力的な言葉で支配しており、扱いに驚いた。なぜ「特殊」なのか。障害の有無にかかわらず、皆が助け合って生きていける世の中になるには、どうすればいいか。障害者を見えない世界に置き、途中から「さあ、仲良くしましょう」では、戸惑うのは目に見えている。初めから障害のある方も、そうでない方も同じ社会で暮らせるように、ソフト、ハード面が整った世の中になるべきと思う。親や家族だけでなく、社会がみんなを育てるという意識が大切である。意見に賛同します。

明石市が取り組んでいる旧優生保護者に寄り添い差別を許さないまちづくりの推進に賛成します。被害者救済へ明石市が条例を制定したら全国的にも大きな影響を与えることになると思います。前回成立しなかったことは非常に残念です。被害者には早急に支援すべきです。一日も早く成立することを願っています。

条例は賛成しますが、内容についてはもう少し話し合っしてほしいです。税金を使っている以上、本当に支援につながる内容なのか、きちんと意味のある条例なのか、と思います。

条例を作ることは賛成です。氏名を公表している被害者は明石市がきちんと守って

ほしいです。高齢で立場が弱いし、悪徳の方にだまされないためにも支給について、もし、金額が大きい場合、一括支給ではなく、分割支給の方がいいと思います。

旧優生保護法被害者支援条例案 私は必須事項であると思います。国、県、支援は不十分です。被害者の方々が心身共にどれだけ苦痛を強いられたか、到底私達にははかり知ることはできません。早急に条例制定が必要だと思えます。手術を受けた方だけでなく配偶者も同様支援対象にすること、切にお願いしたいです。障害があろうがなかろうが人間皆平等です。子供を作ること、育てること、あたりまえの世の中でありたいです。差別のない世の中へ！！

市議会だより254号に明石市と市議会の案件取扱経過が載っています。当初の市の提案が、どの点で議会が反対したのかわかりません。その後の市と議会の対応では議会ルールに基づいて上程を見送ったとなっています。条例案そのものの是非、意見などはわかりません。私は旧優生保護法により、個人の尊厳を損ない、精神的苦痛を受け続けてき、生活に困難などを受けた方が明石市民にいらっしゃり、救済を求めていらっしゃるなら、行政が救いの措置をとることに反対ではありません。

私は、明石市の旧優生保護法被害者等支援条例（案）について、被害者に対する国や県の支援は不十分であること、また被害者の高齢化が進んでおり早期の条例制定が必要だと考えます。「優生思想を許さないまちづくりを推進」については、賛成です。「被害者に対する支援金（300万円）」については、最近国が決定したアスベスト被害者への支援金（1,300万円）に比べて少なすぎると考えます。「優生手術等を受けた人だけでなく、その配偶者も支援対象とする」については、生活を共にし苦しんでいる為賛成です。

以前にも支援法について支持の表明しましたが、否決されたとのことで、再度表明します。市長と議会がぎくしゃくしてる感がありますが、議会は民主的な話し合いのもとに行われるものですが、それでも、この条例は人権侵害という事実があり、その被害においては本人のみならず、配偶者、親子関係など、悲しい、取り返しのつかないことになっています。当時の人権無視の社会があったことを受け止めて、これからの社会にどう引き継いでいくことができるのか、その具体策がこの補償、支援であると思います。あったことをなかったことにできないのです。それを受け止めて、つぎの世代に繋げていくことこそが、今の私たちの世代の仕事だと思えます。こんなひどい人権なかで生きざるを得なかった被害者の方々に寄り添える支援法条例制定は、明石市民が誰一人とりのこさない社会をめざす理念を示すものだと確信しています。

条例に賛成します。具体的な取組を進めるに当たっては、対象者のプライバシーが守られることを願います。また、支援金については、適正な審査をして、必要な人に行き渡ることを望みます。

条例の趣旨に賛成します。旧優生保護法は、その内容だけでなく、誤った障害者観

や優生思想の法制化の下でおびたしい数の障害者が苦しんだ原因になったという点で非常に罪深い法律です。また、現在においてもその影響で苦しみが続いている当事者がいることに胸を痛めます。この条例は、支援金をはじめとする具体的施策も重要ですが、私自身一番大切と考えているのは、自治体、市民が当事者に寄り添う姿勢を持ち、それを示すことです。市民の代表である議会の理解を得ながら進めることは、市民全体の理解を得ながら進めていることと同義であり、それがまさに当事者にとって大切な要素であると考えます。

「やれることから積極的にやる」という姿勢は、決して平等性に反するものではありません。明石市が苦しんでいる市民に寄り添う基礎自治体で在り続けることを、心から望みます。

間違った過去を改めて反省し被害者等に不十分でも補償すべきだと思うので条例成立に賛成します。

明石市の条例制定に賛成します。全国に先がけて明石市が旧優生保護法によって被害を受けられた方に一日も早く補償されるよう市議会議員の皆さんよろしく願います。

9月の議会でこの条例案が可決されず残念でした。旧優生保護法で苦しみ続けてこられた方を思うと胸が痛みます。対象の皆様はご高齢ですので、一日も早く条例の制定をお願いします。いかなる差別も許さないまちづくりの推進には、大きな一歩となる条例になることでしょう。

障害があるがゆえに子どもを産み育てる権利をうばわれ、長い間苦しんでこられた被害者を勇気づける条例だと思います。早期に条例が成立することを願います。

聴覚障害者のご夫妻に妊娠がわかり喜び合った翌日、やさしい母親に病院に連れていかれ中絶させられた、その上不妊手術までさせられてしまった。ろうあ者だから説明はいらない、障害のある人間は子を産んではいけない。旧優生保護法はひどい法律である。優生思想は現在も子どもたちに保健体育の授業の中で教え込まれているという。差別を助長する思想はだれでも生きづらい社会をつくることになると思います。明石市での「旧優生保護法被害者等支援条例」案に賛同し、条例が制定されることを願います。

この種の人権侵害は、日本のハジだ。ほかに謝罪の適切な方法があれば、示してほしいが今の段階では、せめて300万円の謝罪金は当然である。市議会はずみやかに可決、実施すべし。

明石市に住んでいてよかったと思います。私たち住民にとって大切な問題をとり上げ実行していただき感謝しています。本来国がしなければいけない旧優生保護法被害者に対する支援を明石市として進めることに賛成します。誤りを認め、ジェンダー平等を進める上でも、早急に実現してほしいものです。

「旧優生保護法被害者支援条例」案に賛成です。至急再審議して可決してください。

国や兵庫県、そして医師会や福祉関係者が「不幸な子どもの生まれない運動」に協力し、優生思想を推進し、障害者を差別し、排除し、その尊厳や基本的人権を否定したことは許されないことです。その反省や補償が不十分であり、被害者への支援が急がれます。その趣旨から、支援条例案に賛成します。しかし、第9条の支援金300万円では金額が低すぎる。例規審査会に審査してもらうこと。

条例の制定に関しては、基本、賛同します。障がいがあってもなくても、だれ一人取り残さない共生のまちづくりを目指している市の方針に合致していると思います。9月議会で否決されたことは残念でした。国の方針に賛同し、推し進めた兵庫県の罪深さを感じます。どんな状態であっても、人は人として生きる権利を持っていると思います。

条例制定後は、県の旧優生保護法下に被害を被ったか市内在住の方の開示を求め、ひっそりと暮らしているであろう被害をうけた方々の気持ちに寄り添ってほしいとねがっています。だれ一人取り残さない共生のまちづくりをしている市としての早期の制定、施行をお願いしたいと思います。

もう二度と差別しないで下さい。障害者が子供を産んではいけない法律があってはいけないと思います。賛成します。

旧優生保護法により長年苦しめられてきた方々に国は一日も早く謝罪してほしいです。それを後押しできる条例なので成立目ざしてほしいです。
自民党の議員が支援金300万円を問題にしていますが、いくらならいいと思ってるのでしょうか？お金の問題なんのでしょうか？

人の人生を国が勝手に決めるなんて事は絶対あってはならないし、人間の優劣は比べられるものでもないです。みんな同じです。300万円で補える事ではありませんが、せめて心からのおわびとこれまでの悲しくつらい思いに、本来国が補償すべきだけど、明石市が当事者の方々によりそう事は市民としてとてもいい事だと思います。ぜひ実施してください。

国による理不尽な人権侵害に対して、それに手を差し伸べ救済する明石市のとりくみに賛同します。

条例に賛成。5 市民の役割は削除が望ましい。行政が市民に理解を深めたり、支援を求めたりするのは理解できるが、市民の役割とするのは押しつけになるのではないか。自主的におこなえるように援助するようにしてほしい。

旧優生保護法は明らかに人権侵害の何物でもありません。法によって正当化しようとしていますが、本人の意志を無視した処置など認められません。科学的、医学的根拠も薄弱なままに、強権をカサにきて人間的願望を抹殺するのは許されることではありません。補償額300万円はあまりに少な過ぎますが、市財政がどう

なのかわからないので、とりあえずは致し方ないかとも思います。明石のみではなく、全国的に補償措置が広がってほしいと願っています。

旧優生保護法の被害者に寄り添う市の方針、嬉しく思います。明石市は今いろいろな意味で注目されています。明石市の姿勢が全国に広がる様願っています。

賛成します。強制避妊手術によって心と体に負われた大きな傷は、決して癒えることはないと思いますが、せめて、これからは一人一人の人の自由と意思が尊重される社会になることを切に願っています。そのために、何ができるかを考えていくことが、今の私たちにとできることだと思えます。

被害者の尊厳と人権を回復する活動は、始まったばかりです。いつまでも被害者の方に勇気と愛と正義の灯が消えないように私も応援したいと思えます。優生思想と向き合うという事は、障害のあるなしに関わらず、誰もが安心して働き、お互いが支え合い、助け合って生きていく社会です。それは、明石市が掲げるインクルーシブ社会の実現だと思えます。

この条例が速やかに制定される事に賛同致します。旧法により、子どもを産み育てる自由を奪われ人間としての尊厳をも奪われた事実を知りました。本人の知らない間に強制的に手術を受けさせられた被害者の方々の計り知れない苦痛を考えると本当に胸が痛みます。本人が強制手術を受けさせられていた事を知ったのもほんの数年前です。国が間違った法律で、障害者の人権を脅かし今なお除斥期間を適用するのはさらなる苦しみを与えていると思えます。

明石市は障がいのある人も無い人も共生できる社会を目指す市です。被害者の方々は高齢で残された人生の時間に限りがあります。国がしないなら、明石から障害者を支援できる社会に変えて誰もが安心して暮せる温かい社会作りに市民として誇りを持って取り組んで行きたいと思えます。支援条例の制定を切に望みます。

本市の「誰一人取り残さないやさしいまち」、インクルーシブなまちづくりを推進する施策については強く賛同するところです。また、旧優生保護法による、強制的に中絶・不妊手術を受け、今なおその被害に苦しみ続けている市民に対して、明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例が上程されましたことは、明石市民として敬意を表します。しかしながら、市議会において否決されたことは心から残念であります。つきましては、再度、ご審議いただき、是が非でもお困りの方々に支援の手が届くことを切に願っております。市議の皆様、市民はしっかりと皆様の判断を監視しております。「誰一人取り残さないやさしいまち」、インクルーシブなまちづくりの推進にご尽力を賜りたく宜しくお願い致します。

マイノリティの声やあらゆる差別に抵抗する声がなかなか届きにくい日本社会において、「すべての人にやさしいまちづくり」を掲げる明石市は、大変貴重な自治体だと思えます。マイノリティに限らず、子育て世代をはじめ今の日本社会で生き辛さや不便さを感じている多くの人を、明石市が惹き付けてやまない所以だと思

ます。同条例案の前文には、「社会が生み出した優生思想によって深く傷つけられた旧優生保護法被害者等に対し、その悲しみが続く限り寄り添いつづけることこそが、真の共生のまちづくりにおいて重要なことである」とあります。

旧優生保護法被害者救済の範囲を国が制限したのには一定の理由があるのかもしれませんが、優生思想によって残酷な仕打ちを受けながら救済からこぼれ落ちてしまった方々を無視して良いはずがありません。同条例で実現しようとしている支援は、「3. 基本理念（5）」にあるとおり、「直接的な支援としてだけでなく、共生社会の実現に向けた必要な措置として講じられなければならない」支援だと思えます。「すべての人にやさしいまちづくり」を掲げる明石市だからこそ、率先して救済策を打ち出していただきたいと、切に願います。

「旧優生保護法被害者等支援条例（案）」の趣旨には概ね賛成しますが、第9条の支援金支給には反対します。対象者の感情をただただ是認し、現金を支給することが良いことだとは思えないからです。もちろん、望まない不妊・中絶手術を受けさせられた方が非常に辛い思いをされたことは容易に想像できます。その方々が、少しでも心穏やかに余生を過ごされることを願っていてもいます。でも、明石市から支援金を受け取ることができれば、過去のことは水に流して、幸せな気持ちになれるのでしょうか？寧ろ、「自分達は被害者だ」ということに公的機関（明石市）がお墨付きをくれたと、被害者意識がより強固なものになるのではないのでしょうか？「自分達は被害者だ」と恨みを抱き続けて生きるのは、ご本人にとっても苦しいものです。それよりも、「辛いこともあったけれど、夫婦揃って80代まで生きてこられた」と感謝の気持ちを持つ方が、心穏やかに生きられるのではないのでしょうか？障害があっても、今、ご夫婦揃ってご健在でいらっしゃるのには、障害年金等、福祉の恩恵を受けてこられた結果なのではないのでしょうか？（ハンセン病患者さんの強制隔離や、ナチスドイツの優生思想に基づいた行為とは少なからず程度差があるように感じられます。）そもそも、発端となる手術は、国家権力によって強制的に行われたものなのではないのでしょうか？ご両親や親族の同意を得て行われた手術が大半だったように報道されていたかと思えます。一部には、何の同意もなく、強制的に行われたケースもあったかもしれませんが、明石市で確認されているご夫妻の場合は、ご夫妻のお母様がお決めになったことですね。社会の無言の圧力に押された面も大きいかと思えますが、「障害のある子に、子どもができて、果たしてきちんと育てられるのだろうか」「生まれてくる子は幸せな人生を送れるのだろうか」「自分たちも年を重ねていくし、いつまでもサポートしてあげられない」と悩まれた上での、苦渋の選択だったのではないかと思います。もちろん、障害がある人でも、安心して子どもを産み育てることができる社会が理想です。でも、現実はそうではありません。「子を産み育てるかどうかを意思決定する権利」は、全ての人に認められているのかもしれませんが、それは決して無制限に許されてよいものだとは

思えません。何かを決定するという行為には、義務や責任が伴うからです。何よりも、生まれてくる子の幸せを考える必要があります。仮に、障害が遺伝性の疾患であるとすれば、生まれてくる子も最初から障害を持つ、つまり、今の世の中では、最初から「苦勞の多い」人生になる訳ですし、もし、障害のないお子さんが生まれたとしても、成長すれば、障害のあるご両親のサポートを担わなければなりません。マスコミは、この種の話をも美化して発信します。テレビで、「出生前診断で障害があると判ったけれど、産まないという選択肢はなかった。この子が生まれてきてくれて嬉しい。この子は障害があって、多少不便ではあるが、決して不幸ではない」と笑顔を見せるご両親や、「障害があっても、私は生まれてきて幸せです」というお子さんの姿を見て「立派な人達だなあ」と思いつつも、どこか釈然としない感情を抱きました。数年前、「出生前診断でダウン症の疑いがある、と告げられた夫婦の90%以上が中絶を選択していた」との調査結果についての新聞記事を目にし、ようやく腑に落ちました。生まれてくる子の幸せを願うのであれば、「産まない」と判断することも、ご両親の愛情の一つだと思います。（もちろん、葛藤の末、覚悟を決めて「産む」という結論に至った方は素晴らしいと思いますが。） 今回の、不妊・中絶手術を受けられた方々は、そのような覚悟があたり前ののでしょうか？ 失礼ながら、「自分の子どもを抱きたい」「家族で楽しく暮らしたい」と物事の楽しい面だけを見ておられたように思われてなりません。「自分たちは障害があるから、お世話してもらって当たり前」という意識があるのではないのでしょうか？ でも、「健常者」は、それほど、余裕のある生活をしているのでしょうか？ 健常者でも経済的理由から、妊娠・出産を諦める方が多くいらっしゃいます。また、令和2年中の自殺者2万人超のうち、経済的問題・勤務関連の問題で自殺された方は5千人を超えているそうです。過労死される方も、（認定されている以上に）たくさんいらっしゃることでしょう。私も、生きていくために仕事をし、病気になった人間の一人です。手術も何回も経験しています。今回、支援の対象とされている方々は、望まない手術を受けさせられたことは辛い経験だったでしょうが、世の中をよくよく見れば、「自分達だけが辛い思いをしたのではない。健常者に分類される人達も大変な思いをしている。夫婦揃って80代まで生きてこられたのは恵まれたことだ」と思えるようになるのではないのでしょうか？ そのようにアドバイスすることも心穏やかに余生を過ごすためのサポートの一つの形ではないのでしょうか？

以上、述べたことは、昨今の風潮では、差別的発言だと非難されるのかもしれませんが、ですが、決して、私が「健常者」の立場から「障害者」を見下しての発言ではありません。かつて、「私は子どもを産まない方がいいだろう」と決断した者としての意見です。

旧優生保護法被害者等支援条例（案）の趣旨に心から賛同します。旧優生保護法が長い期間存在し、尊厳を深く傷つけられ、人権、性と生殖の権利を侵害された方々に対し、本来は国が負うべき部分が多いとは思いますが、国の補償が不十分な中、明石市が被害者の苦しみ・悲しみに寄り添い続けるという姿勢とメッセージを打ち

出すこと自体が、とても意義深いことだと考えます。条例を制定することが、優生思想を許さない、あらゆる差別を許さないという強いメッセージとして、明石市内だけでなく、他の自治体や国へも波及し、良い影響を与えることを期待しています。今回、支給の対象者を「配偶者」にまで広げていることも画期的だと思いますが、事情があり法的な「婚姻」関係になかった、いわゆる事実婚関係であった配偶者も対象としてほしいと考えます。

先の支援条例が否決されたのは大変残念です。今では個人の選択として子供を持たない夫婦もおられるでしょうが、国が先導して障害者の尊厳を傷つけ子どもを持ちたいと願うことさえ閉ざすなどあってはならないことです。

明石市において被害を受けた方がおられるのなら国が対象外としたその家族も含めた支援を行うことに否はないです。早期の条例制定を望みます。

【反対意見】

旧優生保護法への対応は、国の責任において対応すべきものです。政府の対応が不十分であると考えたら、政府に要請するのが筋。明石市のみが、市民の税金や市債などを財源にして補償を実施するのは、おかしい。そんなことは、ないと思うが、市長による、売名行為と言われても仕方のない条例と思う。政府が対応すべき事項に明石市が予算設定する前に、明石市としてすることが、数多くある。道路をはじめ老朽化した施設の改修や傷んだ産業の立て直し支援など、明石市としてやるべきことに全力をつくして下さい。

今の内容の条例であれば賛成できません。もっと被害者のためになるものを作る必要があると思います。

1948年と云えば敗戦からようやく復興気運に満ちた時期にあり、こんな泥沼から這い上がろうとする時期には誰が政府であろうとも、一切の無駄や準ずるリスクを回避する政策を敷いたであろうと考えられ、その時世では正しい判断でしょう。随分前だがテレビで、少々脳性マヒ系の夫婦に赤ちゃんが産まれて楽しそうな家庭のドキュメント番組、を見て大きく首を傾げたことがある。車運転出来そうにもないが病院への行き来はどうしてるのだろう、子供が学校に通うようになったら経費は誰がみるんだろう、子供が正常な体ならいいが…この生活保護を受けているとおぼしきこの家庭に一体国はこの先いくら注ぎ込むことになるのだろう？残念ながらなんにでも分相応ってのが、収入に見合わぬ外車を持てばそのうち売り飛ばし、高級過ぎるマンションに住めばやがてアパートに移るだろう。これらは自己責任の自由の範疇で他人に大きく迷惑を掛けることもない。子供を生む自由は、子供を育てる力を絶対備えた上での話で自己責任の最たるものだ。旧優生保護法の被害者にはお気の毒としか言いようがないが、その時代では真剣な討議による立法で、一般的観点からも子を持つのはハイリスクを予知された人達が大半だろうと想像され、我が子を施術所に連れて行った親もまたそれを同意の上だろうと思われ

る。一方子供作りの回避の道を選んだであろう被害者も結構数いた筈だと想定する。半世紀前の立法だがこの法を行き過ぎとみての、全対象者に支援は疑問が残ります。尚、結婚後子供のできない理由を知った、などはこの法律とは遠く異種のものであろう。おそらく立法に一端の関与もなかった明石市が被害者に急ぐ支援に大いに疑問あり、余る予算があるなら残せばいい。支援対象の人達の経歴を調べ、この人に子供を作らせなかったのは社会の損失と誰しも認識できるならどうぞ支援を、2倍でも3倍でも。

被害実態は大変なものと思います。見過ごしてはいけないものだともおもいます。しかし、なぜ、国の行政犯罪まで支援しなければならないのか理解出来ません。国も明石市も法人で（意思決定機関があります。）す。機関委任事務で処理した事務でないのですか？市役所が意思決定した関連行政事務があるとかでない限り、今は国も市も対等のはずです。市役所が国の事務に干渉していることになるのでないでしょうか？私にはまるで、他人がした行為に対して、当事者でない明石市が、お恵みを施しているように思えるのです。従軍慰安婦に対して、当事者でない大韓民国と日本国が条約を結んだからと言って、解決済みと言っていることと同じように思います。何か昔、明石市が市の事務として関与したという記録が残っているのであれば、支援すべきだと考えますが？被害者が市民だからと言って税金を扱って、税金で運用されている国と犯罪者を同じに扱ってよいのでしょうか？税金は市民から預かったものです。あくまで誤った行為に税金を託した誤った全国民が支出すべきことでしょう。

市の予算から支援金を支出してしまうと、国の賠償責任をうやむやにしかねないので得策ではないと思います。つまり、この賠償問題は、明石市内だけで支援金を支払っても真の解決にはなりません。明石市として旧優生保護法の被害者に寄り添うためには、まず、市議会で国へ賠償責任を求める意見書を決議し、その意見書を市長自らが、国会と担当大臣に提出するのがよいのではないのでしょうか。泉市長が行動することは、全国的にもインパクトがあると思います。

条例案に反対です。まず、素案の意見募集が行われていたのを知りませんでしたので、そのときは何も意見を出しませんでした。どれだけの市民がこのことに関心を持っているのでしょうか。まあ、広報やHPを見ていないのが悪いのでしょうか。今回、ニュースで条例案のことを知り、広報で意見募集しているのを知ったので、意見を出すことにしました。旧優生保護法関係の問題は不幸な事実であると思いますが、現在、国と被害者との間で訴訟が行われています。その結果を待っていたのでは、救済が間に合わないという考え方もあると思いますが、行政は法律の下で行われるべきであり、現状で定められた救済の範囲内で行われるべきだと思います。なぜ、旧優生保護法関係だけ特別視して、明石市が独自の救済を行うのか疑問です。世の中には様々な救済や補助があると思いますが、もし、その受給者（被害者）が明石市に独自の救済を求めてきた場合、どういう対応をするのか、又、どういう基

準で独自救済対象を決めるのか疑問です。もし、旧優生保護法関係の問題が世間の耳鼻を集めた結果、為政者の目に留まり、思い付きのように独自救済策を考えたのなら、短絡的であると思います。国の救済策に問題があると考えれば、その救済策を変えるために国に働きかけるべきであり、又は国会議員に立候補して問題解決に動くべきだと思います。旧優生保護法関係の救済は、国が対処すべき問題であると考えます。最後に、なぜ意見を提出するだけなのに（回答があるわけではないのに）、提出者が特定される情報を記載させるのですかね。

（目的）の前文で明石市はこれまで共生のまちづくり条例を制定し推進してきた。わたしたちが、わたしたちは障害者の尊厳を傷つける事態を二度と繰り返すことのないよう優生思想と向き合う決意を新たにこの条例を制定する。とありますが違和感を感じます。

（市民等の役割）

第5条、市民等は、旧優生保護法被害者は、今のコロナといっしょで昔は原因も、治療方法もわからない伝染病だったためにかく離され優生手術、人工妊娠中絶という形をその時代の国が押し進めたものでしょう。強制的に強要したのですか？その時代は被害者は納得させられてしまったことだと思います。生み育てる権利は誰にもあります。健勝者でも諸事情で生み育てることの出来ないこともあります。生めば、みんなが我が子をおいて人の子を育てる余裕があるのかな？障害者も健勝者も権利はいっしょでしょう。障害者には補償しましょう（どうやって今まで生活して来たのかな）健勝者は、ガンバって税金を納めなさいってこと？

国が昔の旧優生保護法は誤りだったと認めたのだから、なにも明石市で条例にして子々孫々にのこすことはないのではないかと思います。

第8条すべての市民が相互に人格及び個性を尊重しあいながら強制するのなら、疾病又は障害を有する人も健勝者の諸事情も、理解してほしいです。

国のすべきことを明石市がするのは理解できません。子どもの声は、未来を感じます。外国人のマナーの悪さはためいきがでます。いままで支持してきましたが、今回は条例に反対します。ねんのため、差別者では、ないですから。

【その他】

文字支援の検討をしてくれるなら、条例は賛成します。

法律、ルールを決め変える事はとても良いと思いますが、まず「障害者」を“人”として見る事が大切だと思いますし、そこからスタートではと私は思います。どんなにルールや法律を変えても、視点（見方）を変えない限り変わらないと思います。視点を変えて下さい。ソントクや差別しないでください。これは法律以前の問題です。障害者関連にたずさわる人も国民も“視点”を変えて下さい。より多くたくさん捉えて頂きたいです。忖度せず、平等に公平に「支援法」をするからにはしっかり助けてください。私も共生を目指しているうちの一人なので、しっかり見届けますのでお願いします。

今年31歳になる娘（アスペルガー）に奔放な性に対して避妊を説くのですが中々理解してもらえず最初は避妊薬の内服を処方してもらいました。が確実に服用できず産科の先生と相談の上で現在リングの装着をしています。（彼女も子育てには自信が無いし赤ちゃんが欲しいわけではないと）旧優生保護法の時代 障がいの子供を育てること自体が大変であったでしょう。自分が死んだらこの子はどうなる？と感じている中もしこの子が妊娠したら…と不安になる親心も判らないではありません。墮胎するにも大金が必要です。そんな中税金で治療（避妊）してもらえたら…と思ったのではないのでしょうか…。近年は福祉も充実して障がい者同士の婚姻や子育ても支援してもらえるようになってきました。親亡き後を安心して障がい者を守ってくれる社会が樹立したなら障がいがあってもなくても誰でも生き活きと暮らせるのだと思います。

学者が進言し、国が決定したハンセン病患者隔離法案、患者周辺で、患者、家族、その血縁者まで、庶民による排斥を求める大差別行動が延々と続いた。だが、この国の決定、内容は誤りだったと訂正された。国の決定といえども、人権に関わる法案は、まず疑いの目で接する。そう決めている筈だったのに、旧優生保護法は、関心も理解も深く及ばなかった。法案そのものが別世界という認識だったのだろう。患者の痛みなど当然理解の外だった。それにしても、医者達がそこまでして国政に関わるとは驚きもする。今、医学会は、纏めた意見、方法を国と国民に提示すべきだ。人権阻害なら、回復方法も列挙して欲しい。患者の人権回復に役立つことがあれば、力の及ぶ範囲で協力する。患者諸子に、なぜもこんなに永い年月が必要だったのか、その事がより重要な件として気になる。この国、社会に口封じの空気が漂っていたからではないかと。

旧優生保護法被害者支援条例検討会の主なご意見

場所 明石市役所議会棟 2階大会議室

日時 2021年(令和3年)11月15日(月)

14:00-15:00

○福祉関係者

・公的な権力で行われたことで、特に兵庫県は「不幸な子どもを生まない運動」という無茶苦茶な運動を進めた。ただ謝罪して一時金を払って終わりではない。国や県でなく一番身近な地方自治体が市民に向き合いサポートすべき。ナチスのふるまいにも共通する優生思想は今後も絶対に許してはいけないし、被害者は、同じ市民として助けなければならない。謝るのではなく名誉の回復に積極的に一緒に取り組む条例になってほしい。ぜひ12月議会で、若干の差で勝ったとか負けたとかではなく全会一致で制定していただきたい。

・知的障害がある何人もの方から「私ね、あほやから赤ちゃん生まれへんねん。産んだらあかん、て手術されてん。」と聞き非常にショックを受けた。しっかりと対応してほしい。300万円が高いか安いかわという問題ではない。税金を使うことについては、この問題にちゃんと対応することによって、明石市は他の差別偏見にも真摯に向き合うという証明となり、安心して住める市であると市民が認識するのではないか。

・被害者夫妻も90歳近い。裁判でも、期待をしては裏切られ続けている中で、これ以上傷つけないでほしいと心底思う。うまくいけばいいと願っている。

・優生思想を許さないためにしっかり決議していただきたい。被害者に寄り添うことをしなければ明石市の良さが出ない。障害のある方にしっかりと寄り添う明石であって欲しい。

・国がすることだという意見があるようだが、高齢者分野においても国は何も決めてくれない。早く条例をつくって実行することが一番正しいと思う。条文を修正されたということなので、議員にしっかり理解いただき、正しい姿は何なのかと単純に考えてもらえれば結果はもう出ていると思う。

・明石市障害当事者等団体連絡協議会として、条例の早期制定を求める請願を提出する。議会と市長は車の両輪だから、スピードも考えながら調整してぜひ通していただきたい。

・今回もめたことにより関心を持ち、津久井やまゆり園の障害者殺傷の話も出てきて、障害者はこんなに差別偏見にさらされ、殺されたり、赤ちゃんも中絶されたりするということが明らかになった。子どもや一般市民への啓発を考えれば広がってよかったと思う。

○医療関係者

・優生思想が存在していた事実をどうとらえるかが大事。法律は国民の代表である国会議員が作る。つまりその責任は国民にある。我々の親の世代が法律を作り、延々と続くことを認めてきたという事実をしっかり向き合う必要がある。国の責任を求めるのもいいが、私たちは関係なかったということは決してない。私たちの親、祖父母が関わっていたという事実は避けて通れない。

・市の条例は被害者をどう支えるかということ。国と市の補償は内容が違っていい。条例に基づいて、同じ市に住んでいるから支えられるところは支えるという意識が市民に啓発されていいと思う。その議論は数で解決するのではなく、私たちにも責任の一端があるんじゃないかという反省、支えていきましょうという意味で全会一致で認めていただきたい。困っている人を市民全体で支えるという考え方を、議員を通じて市民にわかっていただけのような努力を市長にしていきたい。

・条例を作る明石市の姿勢が一番大事で、それが今後の教育や市民への啓発につながる事が大事だと思う。この条例の制定に大きなハードルはないと感じる。

○商業関係者

・議会で反対された主な理由は？個人としては賛成。なぜ全会一致で通らなかったのか。誰も反対する内容ではない。まして市民から一人千円集めるのではなく税金から支払うもの。人間として支援すべきものなのに反対があったということはどういうことか興味があった。

・こういう問題をパブコメや検討会で広く知ってもらうことは非常に大事。細かいことはわからないので、被害者への支援だけでなく、明石ではみんなで考えようとか、学校でみなさんに知っていただき、どう考えたらいいのか、という取り組みをしてもいいのでは。「やさしいまち あかし」を進めている中、明石から全国を変えるくらいの勢いで、市長の考えのもと、議会とも連携してやっていただきたい。議会とバチバチやり過ぎているのかなと聞く。その中で、良い案もこういう形で長引いてしまうという部分も含めて、お互いもう少しいい関係性のもとに話ができるのが市民にとってはいいと思う。

・県内被害者 300 人以上いるのに国への一時金申請が 17 件、なぜ少ないのか？

○地域関係者

・市議会で通るように修正したら早急に被害者の救済ができるのでは。被害者は高齢で亡くなった方もいるので、早急な施行が必要と思う。

・この条例以前に確執があり議会とギクシャクしているのでは。条例の中身は議員もほとんど賛成だがやり方とかいろいろなことで反対に回られているのかなと一般市民は思っている。時間をかけて丁寧に説明すれば条例は通ると思う。

○弁護士（明石市行政オンブズマン）

前提事実

まず確認すべきことは、旧優生保護法が、個人の尊厳（憲法 13 条）、法の下での平等（14 条）、婚姻の自由（24 条）などを侵害する違憲の法律であったことで、このことは大阪地方裁判所、札幌地方裁判所及び神戸地方裁判所で行われた各裁判の判決でも認められており、この点は上訴審でもまず間違いなく維持されると思います。それなのに、民法 724 条の定める 20 年間の「除斥期間」が経過しているとの理由で原告の請求はいずれの裁判でも棄却されました。

国の補償が不十分であること

これに対し、国は、旧優生保護法に基づいて強制不妊手術を施術された被害者に対し、2019 年に一時金支給法を定めたわけですが、金額は 320 万円であり、被害者の方々が被ってきた悲惨な体験を慰謝するものとしては極めて不十分と言わざるを得ません。

加えて、国の制度では、強制不妊手術を受けた人のみが対象で、愛する人との間の子どもを作ることができなくなった配偶者は支給対象となっていません。また、強制的な妊娠中絶（墮胎）手術により、せっかく授かった生命を奪われた方やその配偶者も対象となっていないという点でも不十分というべきです。

地方公共団体が補償することの妥当性

このような違憲な法律による人権侵害は政府（国家）の問題ですから、その補償も国に任せるべきだという意見の方もおられるかと思われます。

しかし、当の政府が前記のような極めて不十分な対処しかしようとして、「除斥期間の壁」によって裁判所も被害者救済に踏み切れない現状において、市民の生活の安全と福祉を守るべき地方公共団体としての明石市が、市民の中におられる被害者に対して何もせず手をこまねいているとしたら、それは正義にかなうことでしょうか。

私は、明石市が独自の制度を設けて当該市民の方が受けた被害の補償をすることが許されないはずはなく、むしろ率先して実践することにより、全国各地におられる被害者の方（その多くは高齢の域に達しており、既に亡くなった方もおられます。）に対する補償・救済への道を開くという意味で貴重な嚆矢となるのではないかと考えます。

金額の相当性

残る論点は、300 万円という金額の相当性ですが、明石市には犯罪被害者支援条例があり、それには 300 万円という上限額が定められています。

旧優生保護法に基づく強制不妊や強制墮胎手術は、将来生まれて来る可能性のある生命を奪い、また既に誕生した生命をも奪うという正に国家による犯罪行為というべきものであることを勘案しますと、旧優生保護法の被害者に対する補償金の額を上記金額より低く評価するのは相当とは思われません。なお、これらの条例の規定する補償金は併給されるものではありません。

したがって、本条例における補償金額を犯罪被害者支援条例による 300 万円と同額としたことには相応の合理性があると考えます。

まとめ（パブリックコメント）

ただ、そうは言っても市民の納めた貴重な税金を財源とするわけですから、真摯に市民の声を聴く必要があることはいうまでもないところです。

現在、明石市では、広報誌などを通じて広くパブリックコメントの収集手続中であると仄聞しています。

現時点で対象者として判明しているご夫婦が高齢であること、その他に現時点で把握されている対象者が存在せず、仮におられたとしてもごく僅かであろうと想定されること等から、明石市の財政的負担が大きなものとなるとは考えられないことを勘案すると、寄せていただいたご意見を十分検討し、大きな反対がなければ本条例を速やかに成立させるべきであると考えます。

【賛成意見：11人 質問：1人 反対意見：0人】